

**中央教育審議会大学分科会（第 178 回）**  
**高等教育の在り方に関する特別部会（第 8 回）における主な意見**  
**（令和 6 年 7 月 19 日）**

## 1. 中間まとめ（案）に関する意見交換

### I. 高等教育を取り巻く状況

- 国立大学法人化の問題が取り上げられているが、ここは構造化して、何が問題であったのかを記載した方がよい。今年には法人化されて 20 年で、きちんとした総括が行われるべき。とりわけ研究力の低下は、法人化や運営費交付金減額と関係があると思うので、そういったことについて言及すべき。

### II. 今後の高等教育の目指すべき姿

#### 1. 我が国の「知の総和」の維持・向上

- 日本をどんな国にしたいのかというビジョンに沿った強いメッセージとして、高等教育の在り方を伝えることが重要。今の高等教育は、初等中等から最終学歴としてどの高等教育機関に入学するかという学力偏差値重視の側面があるので、学生をどれだけ伸ばすことを目指すのかという高等教育機関の変革が重要。
- 一人一人の能力を伸ばすことはなかなか限界もある。個々の人や組織の能力だけでなく、様々なセクターや組織が相互作用することで、新たな価値を生み出していくことができるので、「知の総和」には、人、組織の能力やその相互作用といった文言を入れるべき。

#### 2. 重視すべき観点

- 高等教育は教育と研究の両輪を高めていくこと、さらに、基礎研究の幅広い裾野を広げることが、研究力の強化に極めて重要だが、現状は、競争的資金を確保するために短周期の成果主義になっており、任期付教員の課題がある。そういった任期付教員は、人生設計ができないとの声があり、基礎研究の強化に向けては、処遇の配慮の観点が求められる。
- 高等教育機関の業務について、例えば、目標設定、達成状況の報告など、業務量が非常に多くなっており、自律的な運営への政府の管理強化も過剰になっていると思う。ガバナンス改革に向けて精査する必要があるのではないか。
- 日本語教育機関の外国人留学生数は 2023 年段階で 9 万人を超えており、さらに、日本語教育機関認定法の施行、外国人留学生キャリア形成促進プログラムなど、今後、日本語教育機関における一層の教育の質保証・向上が見込まれることを踏まえ、日本語教育機関と高等教育機関との接続の強化も重視すべき。

### III. 今後の高等教育の政策の方向性

#### 1. 教育研究の「質」の更なる高度化

##### （1）学修者本位の教育の更なる推進

- 高等教育の質保証は、事前規制から事後チェックという流れになっているが、実際、認証評価は最低基準をチェックしており、なかなか不適合は出ていない。認証評価機関そのものの質を上げていく、また、良い取組を行っている大学を積極的に評価していくような機能、そういった認証評価機関の在り方そのものを変えるべき。

- 日本の大学生は学修時間が少ないという意味で、日本の大学教育の質は、海外から見た時に本当にいいものだろうか。大学院も含めて教育の質を上げていかないと、海外からの留学生を呼び込むことはできない。それは認証評価の問題に大きく関わってくるので、抜本的にその在り方を考えないといけない。
- 認証評価は、器の質保証をするものにすぎない。それを本当に評価するとしたら、世間一般になるので、認証評価の活用を考えるなら、時にはひどい評判をうける大学もあるかもしれないが、それも含めて世間への周知を入れるべき。
- 今の高校教育のままで、大学に入ってから文理融合教育がスムーズにできるかという、ほとんど不可能だろう。高校教育で基礎力を養っていると大学での文理融合の教育はスムーズに進むので、大学の入試改革も含めて議論する必要がある。その際、私立大学は、今とは全く違ったようなタイプの入試を要求するのは難しいので、大学入学共通テストのようなものを積極的に利用する仕組みを考えていくべき。

### (2) 外国人留学生や社会人をはじめとした多様な学生の受入れ促進

- 外国人留学生のモビリティが促進されることは、同時に、教員・研究者のモビリティが促進されるということ。外国語による授業の充実には、海外から優秀な教員を確保する必要があり、海外から教員を呼べる国にならないといけないが、その雇用に係る賃金など具体的な課題を抱えているので、そのあたりの方向性や課題意識を書き込んだ方がよい。

### (3) 情報公表の推進

- 民間企業では、財務情報の開示から始まって、昨今では、非財務情報というサステナビリティや人的資本の開示などの情報開示が進んでいる。同じような流れは、大学をはじめとする高等教育機関は世界でも必要になってきているが、どうしても偏差値や知名度に注目してしまう。外国人留学生、リカレント教育を受けたい社会人、あるいは、教育界の外にいる者が見ても、その大学の特質や良さが横断的に俯瞰できるようなプラットフォーム、あるいは、そういう情報公表の仕方が非常に重要になる。
- 比較分析が可能となる情報の可視化は非常に重要。教育活動の状況を、海外の留学希望者を含めて国内外の人が見てもよく分かる内容にする必要がある。特に重視すべきことは、教育研究の質が分かるような公表の仕方である。教学マネジメント指針において情報公表が強く期待されている例を示したが、残念ながら進んでいないので、この項目が立ったことは評価したい。
- 大学ポートレート为国公私共通プラットフォームにしようとする、風評被害があるから公表できないという話が必ず出るだろうが、それは断固断ち切る必要がある。

## 2. 高等教育全体の「規模」の適正化

### (1) 18歳で入学する日本人学生以外の受入れ拡大

- 社会人へのリカレント教育が本格化しない大きな要因の一つは、大学側に資源の余裕がないところにあるのではないかと。研究時間の減少が言われて、大学教員の時間的余裕はかなり厳しい状況にある中で、これまで経験したことがない社会人を対象に、新たに有益になる授業をつくることはかなり大きな仕事になる。そうした中で、社会人教育を充実させていくためには、業務を整理して余裕を生み出すこと。もう一つは、制度やインセンティブの次元を超えた追加の資源投入をすることが重要になる。
- 社会人だけでなく、外国人留学生、障害のある学生についても同様に、どのように大学に余裕を生み出していくのかという観点から、学部教育の見直し、資源の議論が必

要ではないか。

## (2) 高等教育全体の規模の適正化に向けた支援

- 「規模」とは、社会的に適切な規模の高等教育機会の供給であると定義したことを評価したい。
- 「厳格な設置認可審査の実施」という記載があるが、事前も厳しくするというのであれば、大きな指針を出すことになる。そうであれば、アクセスの問題を含めて考える必要がある。
- 「厳格な設置認可審査の実施」について、設置認可を厳しくすることによって、新規参入や大規模な改組・転換を決して阻むものではないということは留意すべき。
- 設置審では、財務基準やリスクシナリオ等で設置認可が厳しく審査されるようになったとはいえ、ある基準を満たせば設置ができるという状況なので、10年後、20年後の日本の教育を見据えて、最適な規模の議論をやっておく必要がある。今のように、設置審の状況とうまく連動していない状況では、問題解決に行き着かないと思う。
- 短期大学について、日本私立短期大学協会が把握するだけでも、23校の学校が募集停止を発表している。その定員内訳は、1,885名の保育士養成施設、340名の栄養士養成施設、300名の福祉関連資格養成施設が消える。これは氷山の一角で、定員充足率を満たせないため、各短期大学で定員削減をしているので、数千人規模の技術的・専門的職業を養成する施設が消える。定員充足率という安易な数字だけでのペナルティを科して淘汰させることはやめるべき。
- 定員未充足への対応は、小学校教員の養成課程についてもかなり影響が強まっているので、長期的に慎重に見ることが必要。
- 有効求人倍率では、事務的職業が供給過剰であるのに対して、専門的・技術的職業又は医療・サービスの職業は深刻な人手不足に陥っている状況なので、今後、省庁横断的に必要な分野はどれだけのものかということ进行调查していただきたい。そういった資格等を含めた議論は、文部科学省だけでできないのであれば、具体的方策に省庁横断的な人材の育成の在り方の検討というものを加えるべき。
- 資格関係は、保育、栄養、福祉にしても、本来は、大学・大学院まで出た人でないと資格を持っていないようにしたいということと、人材不足だから簡素化したいということとで、あらゆる資格が揺らいでいる。これは特に高等教育機関でも非常に重要なことなので、そこを踏まえたものを入れていただきたい。
- 人口減少による民間企業の再編・統合の事例も参考にしながら、一定の道筋や留意点のある程度原則的に示したガイドラインや指針を作成すべき。
- 少子化において大学は統廃合せざるを得ないことは明らかだと思うが、客観的な経営診断を踏まえたアウトリーチ型支援を一体誰がやるのか。また、国公私を合わせた形での規模の適正化ということを明確に記載すべき。とりわけ私立大学は経営的に国公立大学から圧迫を受けるので、その地域全体で適正化を考える必要がある。
- 縮小のスキームは、これから詰めていかなければいけない課題だが、実際の縮小スピードに間に合って、対応が先行できるかということが重要課題として残されている。このままであった場合のシミュレーションが発信されれば、もっと危機的な状況が多くの方々に共有され、さらに危機的対応としてスキームづくりが一層進行する。

## 3. 高等教育への「アクセス」確保

### (1) 地理的観点からのアクセス確保

- 地方の大学の活性化には、地方の産業の活性化が極めて重要なので、今般の18歳人口

の減少に伴う対応は、文部科学省だけでなく、政府全体として考えていくべき。その地域にどのような産業があって、どのような産業を中心に活性化をしていくのかということと、その地域の大学の専門分野をどこに中心に据えるかは、大きな関係がある。

- 地域のグランドデザインは各地域によって異なる。ただ、県内の大学が全ての学部を網羅できるかという点、必ずしもそれはできないので、そこを各大学で連携をやっていくか、都道府県をまたいで連携をやっていくという考え方も今後大事になる。自治体に対して、大学に関してそういったポジションを与える、あるいは、一定の権限移譲を自治体にすることも重要。
- 産学官金の4つの領域が分かる人材を、今後、コーディネーターとして養成していくべき。今はその過渡期だが、いずれは、そのコーディネーターの方を中心に、地方創生の組織を産学官金でつくっていくことによって、地域プラットフォームが生きるのではないかと。
- 各県の県内進学率は割と高いというデータもあるので、戦略として進学率を高めることが若者を県内にとどめることになる。進学率を高めるには、地域連携プラットフォームにおいて、小・中・高・大までを視野に入れて戦略を練らないといけない。

#### **IV. 機関別・設置者別の役割分担や連携の在り方**

##### **1. 機関別の役割**

- 短期大学の設置者は、国立がゼロで、公立が15校、私立が290校という構造になっているが、設置者別の方では、学士課程のことしか記載していないので、私立短期大学の特色を記載すべき。
- 専門学校役割について「職業や实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」と記載されているが、これは、学校教育法124条の中の専修学校、つまり、専門課程と高等課程と一般課程の全てを含んだ条文になる。この機関別では、専修学校の専門課程である専門学校に特化されているので、その役割については専門学校の教育内容や人材育成に即した記載にすべき。

#### **V. 高等教育改革を支える支援方策の在り方**

- 高等教育の規模の適正化は避けて通れないが、日本が、再び科学技術立国を目指していく上では、OECD他国と比べて明らかに劣る公的支援を拡大していくことは必須。今後、必要な予算措置も含めて具体的に記載すべき。
- OECD38か国中37番目という高等教育への財政支出について、このままにしては、他でどんなに頑張っても、日本が浮き上がる可能性を極めて低めてしまう。この背景として、日本では、高等教育は個人に寄与が戻ってくるという考え方が強いが、国から支出は、個人ではなく、国全体にその便益が返ってくる点について、もっと主張していかなければいけない。
- 企業をはじめとした民間からの寄附金について、社会が学生を育てるという観点から強く要望すべき。

以上